

特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

約款の趣旨

- 第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が岡三証券株式会社（以下「当社」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法に定める特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。
- 2 お客様と当社の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがある場合を除き、岡三の証券総合取引約款等の定めによるものといたします。

特定口座開設届出書等の提出

- 第2条 お客様が特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が個人番号を有しない場合又は同条第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。
- 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 3 お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

特定保管勘定における保管の委託等

- 第3条 当社は、上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託

等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。

特定信用取引勘定における処理

- 第4条 当社は、信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。

所得金額の計算

- 第5条 当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

特定口座に受入れる上場株式等の範囲

- 第6条 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。
- ① 特定口座開設届出書の提出後に当社への買付の委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。）により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
 - ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部について、お客様が当社に開設した特定口座に所定の方法により移管することにより受入れる上場株式等
 - ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）又は同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等
 - ④ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
 - ⑤ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は

他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。）に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

- ⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、当該特定口座内保管上場株式等を基因とし、保管の委託等をする方法で行なわれるもの等、法令の定めにより特定口座への受入が認められているもの
- (イ) 株式、受益権の分割又は併合
 - (ロ) 株式、新株予約権、新投資口予約権の無償割当により取得する上場株式等
 - (ハ) 法人の合併、投資信託の併合
 - (ニ) 法人の分割
 - (ホ) 法人の株式分配
 - (ヘ) 株式の交換等
 - (ト) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使等
- ⑦ 特定口座以外の口座で管理されていた株式等について、次に掲げる事由により取得した上場株式等であり、特定口座への受入れに係る取得価額の確認を行うことができるもの
- (イ) 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等
 - (ロ) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴い保険契約者に割当てられた株式
 - (ハ) 金融商品取引所等に上場する日前から所有していた株式等
 - (ニ) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人等の上場株式等
- ⑧ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等
- 2 当社は、お客様の特定信用取引勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引に関する事項のみを処理いたします。

譲渡の方法

第7条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

源泉徴収

第8条 当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収

を行います。

- 2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合であっても、源泉徴収は円貨で行います。

特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知

第9条 特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

特定口座内保管上場株式等の移管

第10条 当社は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定するお客様の特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項に定めるところにより行います。

相続又は遺贈による特定口座への受入れ

第11条 当社は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）⑤又は⑧に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第22号、第25号及び第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第22号、第25号又は第26号及び同条第15項から第17項まで若しくは同条第19項から第21項までに定めるところにより行います。

年間取引報告書の送付

- 第12条 当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。
- 2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社はお客様に対して、特定口座年間取引報告書その解約日の属する月の翌月末日までに交付いたします。
- 3 当社は、特定口座年間取引報告書を2通作成し、1通をお客様へ交付し、1通を税務署に提出いたします。
- 4 当社は、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ、翌年1月31日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

契約の解除

第13条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

第14条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところによ

り価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

合意管轄

第15条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

約款の変更

第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上